

## 令和2年度私立高等学校学費軽減補助のお知らせ

京都府では、府内の私立高等学校に在籍する生徒の奨学と保護者負担の軽減を図るため、各学校の協力を得て、学費軽減補助制度を実施しています。

以下の補助基準等を確認して、学費（授業料）の軽減を受けようとする場合は、別添の学費軽減申請書に必要事項を記載して学校へ提出してください。（基準ごとに必要な書類がありますので、確認して添付してください。）

<b>補助対象</b>	<p>① <u>生徒が令和2年10月1日現在、府内私立高等学校に在籍していること。</u></p> <p>② <u>保護者が令和2年10月1日現在、京都府内に居住していること。</u>  <small>※保護者とは、子に対して親権を行う者のことをいいます。  <small>※仕事の都合で単身赴任している等の特別な事情があると認められる場合は、この限りではありません。</small></small></p> <p>③ <u>京都府あんしん修学支援補助（授業料減免）を受けていないこと。</u></p>	
<b>補助基準</b>	<b>新基準</b>	<b>旧基準</b>
	<p>● <u>保護者の令和2年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額が154,500円以上、304,200円未満であること。</u>  <small>※共働き世帯の場合、保護者合算額です。  <small>※政令市にお住まいの場合は、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じます。  <small>※令和2年7月以降に国の高等学校等就学支援金(11万8,800円)を受給する場合に対象です。</small></small></small></p>	<p>● <u>新基準を満たさない新2、3年生</u>          ● <u>保護者の令和2年度の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の保護者合算が507,000円未満であること。</u></p>
<b>授業料の軽減額（生徒一人当たり）</b>	<p>年額 80,000円（全日制・定時制課程） 17,000円（通信制課程）</p>	<p>年額 50,000円（全日制・定時制課程） 17,000円（通信制課程）</p>
	<p>授業料の軽減は、高等学校在学期間中3回（定時制・通信制課程にあつては、卒業までの最短期間分）を限度に実施します。（国の高等学校等就学支援金が支給されている年度に限ります。）</p> <p>また、各学校で実施される授業料補助制度を利用している場合、軽減額の減額調整が行われる場合があります。</p>	
<b>申請書類</b>	<p><input type="checkbox"/> <b>様式第1号 学費軽減申請書</b>  <small>※「申請者」欄には、保護者のうち、学費を負担している者の住所及び氏名を記入し、押印してください。  <small>※「本補助金について、学校が国の高等学校等就学支援金の認定結果に係る情報を確認することに同意します。」の該当欄にレ印を記入してください。</small></small></p>	<p><input type="checkbox"/> <b>様式第1号 学費軽減申請書</b>  <small>※「申請者」欄には、保護者のうち、学費負担している者の住所、氏名を記入し、押印してください。</small></p> <p><input type="checkbox"/> <b>道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を証明する書類</b>  <small>※①～④の必要な書類(原則、保護者全員分必要です。)  <small>①市町村民税・府民税納税通知書のコピー</small></small></p>

	<p>※国の就学支援金が認定されており、あんしん修学支援(授業料減免)制度に該当しない(授業料減免制度要件を満たさない)場合、新基準に該当します。</p> <p><input type="checkbox"/> <b>その他必要な書類</b></p> <p>※保護者が海外に長期滞在する生徒や児童福祉施設等に入所する生徒は、学校に連絡し、学校の指示により必要な書類を提出してください。</p> <p>※準備した書類の種類について学費軽減申請書の該当欄にレ印を記入してください。</p>	<p>②市町村民税・府民税特別徴収税額通知書のコピー</p> <p>③市区町村が発行する「課税証明書」の原本</p> <p><input type="checkbox"/> <b>その他必要な書類</b></p> <p>※保護者が海外に長期滞在する生徒や児童福祉施設等に入所する生徒は、学校に連絡し、学校の指示により必要な書類を提出してください。</p> <p>※準備した書類の種類について学費軽減申請書の該当欄にレ印を記入してください。</p>
<p><b>学費の軽減方法</b></p>	<p>学費の軽減は、令和2年12月以降、還付又は今後支払うべき授業料からの控除という方法で実施されます。実施時期、方法等は、学校により異なりますので、具体的な事項は、学校から保護者に送付する「学費軽減通知書」等で確認してください。</p> <p>また、学費軽減の実施後、「学費軽減証票」(領収書の代わりとなるもの)を提出していただく必要がありますので、学校の指示に従ってください。</p>	



質問1 新しい基準(以下「新基準」という。)について、保護者の令和2年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額が304,200円未満であるかはそのように判断すればよいのでしょうか。

答 え 市町村民税の課税標準額及び市町村民税の調整控除額については、保護者合算で判断します。例えば、保護者が父と母であれば、父と母の市町村民税の課税標準額×6%－父と母の市町村民税の調整控除額が、304,200円未満であるかで判断します。(保護者が政令市にお住まいの場合は、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じます。)

なお、国の高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の受給要件も同額ですので、令和2年7月以降に就学支援金を受給する場合は、新基準の304,200円未満に該当しますが、授業料減免(あんしん修学支援)要件を満たす場合は、そちらが優先であり、本補助金は対象外となります。

同年7月以降に、就学支援金を受給し、授業料減免(あんしん修学支援)要件を満たさない(当該制度に該当しない)場合にのみ、新基準に該当することとなります。

質問2 保護者のうち、1名が単身赴任で京都府外に住んでいるのですが。

答 え 例えば、保護者のうち1名が府外に単身赴任し、住民票も移している場合であっても、本人(生徒)が属する世帯の生活の本拠が京都府内であれば対象とします。ただし、他府県の授業料軽減補助を受ける場合は対象になりません。

質問3 保護者が海外赴任していて、国内での前年度所得がない場合、所得を証明する書類はどのようなものを提出すればよいのでしょうか。

答 え 市町村役場では、当該保護者の課税証明書等が発行されませんので、勤務先の会社等の給与支払証明書等、前年度の所得総額がわかる書類を提出していただく必要があります。詳しくは、学校にお問い合わせください。

質問4 授業準備金は授業料に含まれますか。

答 え 含まれません。対象は「授業料」のみです。また特待生等で授業料が免除されている場合も、対象外です。

質問5 道府県民税所得割額・市町村民税所得割額は通知書等のどこを見たらよいのでしょうか。

答 え 4 ページの見本の  部分を見てください。

質問6 なぜ基準が2つあるのですか。(去年と違うのはなぜ)

答 え 新2、3年生の一部の生徒に限り、救済措置としての昨年度までの基準（以下「旧基準」という。）を適用することができるようにするためです。

令和2年7月以降、就学支援金が拡充され、新基準に変更されることに併せて、今年度から学費軽減（府内生徒割）についても、就学支援金と同じく新基準に変更します。

しかし、例えば、住宅ローン控除等で税額控除があり、所得割額が低いため、旧基準の課税証明書で確認した所得割額等が507,000円未満となるが、新基準によると304,200円以上となるため補助対象外の場合があります。

このような場合に、新2、3年生に限り、新基準においては304,200円以上の場合であっても、旧基準による所得割額等が507,000円未満であるときは、学費軽減（府内生徒割）の対象とすることとして、今回の基準変更がなければ、旧基準により卒業するまで補助を受けることができた生徒を救済します。

なお、その際の補助額（年額一人当たり）は、従来どおり、全日制・定時制課程は5万円、通信制課程は1万7千円です。

【参考】道府県民税所得割額・市町村民税所得割額を証明する書類の様式

見本① 市町村民税・府民税納税通知書（京都市の場合：市町村によって様式は異なります）

所得区分	所得額	所得割率	所得割額	課税標準額	課税額
給与所得	1,000,000	10%	100,000	1,000,000	100,000
退職所得	500,000	10%	50,000	500,000	50,000
不動産所得	200,000	10%	20,000	200,000	20,000
雑所得	100,000	10%	10,000	100,000	10,000
合計	1,800,000		180,000	1,800,000	180,000

この金額の合計で判断します。

見本② 課税証明書（京都市の場合：市町村によって様式は異なります）

所得区分	所得額	所得割率	所得割額	課税標準額	課税額
給与所得	1,000,000	10%	100,000	1,000,000	100,000
退職所得	500,000	10%	50,000	500,000	50,000
不動産所得	200,000	10%	20,000	200,000	20,000
雑所得	100,000	10%	10,000	100,000	10,000
合計	1,800,000		180,000	1,800,000	180,000

この金額の合計で判断します。

見本③ 市町村民税・府民税特別徴収税額通知書

所得区分	所得額	所得割率	所得割額	課税標準額	課税額
給与所得	1,000,000	10%	100,000	1,000,000	100,000
退職所得	500,000	10%	50,000	500,000	50,000
不動産所得	200,000	10%	20,000	200,000	20,000
雑所得	100,000	10%	10,000	100,000	10,000
合計	1,800,000		180,000	1,800,000	180,000

この金額の合計で判断します。